

## 解雇対処法

- 「〇月〇日付け解雇」「今月いっぱいまで辞めてもらう」－解雇通知されたらまず冷静になりましょう。やるべきことがいくつかあります。
- 解雇には厳しい制限があり闘う道は必ずあります。不当解雇には強い気持ちで立ち向かいましょう！
- 一口に解雇と言っても解雇には様々な背景事情や理由があります。時間をかけずに集められる情報を持って相談しましょう。相談する場所はいくつかあります。
- 労働組合・ユニオン／法テラス／労働局／労働相談情報センター（旧労政事務所）等が考えられます。
- まず相談してアドバイスを基にどうしていくか決断すれば良いと思います。

労働組合・ユニオンに相談しましょう。全労は1人でも入れる組合です。03-3234-1816に電話して下さい

解雇理由をはっきりさせましょう。  
労基法22条において「労働者が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合にあっては、その理由を含む。）について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない」と定められています。  
請求は文書を持って行うのがよいでしょう。  
相談した組合に加入したのであれば組合からも請求してもらうのも効果的です。

●個人加盟できる労働組合に加入して闘う！

●個人で争う！  
労働審判／仮処分  
／労働局あっせん  
等

●全労の場合は、加入通知を兼ねた解雇撤回を求める要求書を発行し、本部役員数名で会社に赴き団体交渉の開催を求めます。やむを得ない場合を除き本人も同行して行きます。

●団体交渉で解決に至らない場合は労働委員会（あっせん／不当労働行為救済申立）や裁判所（労働審判／仮処分／本訴）を活用することもあります

●労働組合には争議権が保障されています  
●ビラ撒きや集会、親会社や取引銀行への解決協力要請等に取り組み会社に解決を迫ります

●労働局や労働相談情報センターのあっせんは弁護士無しで行えますが、裁判は弁護士が必要となります。

●労働審判は弁護士抜きでも出来ませんが、仕組上、申立書をしっかり準備する必要があります。全労は無料弁護士相談も行っています。（裁判へ移行の場合は費用が発生します）